

みよし市水防計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新	改正理由
7	第2章 水防組織	7	第2章 水防組織	
10	第3節 通信連絡及び非常輸送	10	第3節 通信連絡及び非常輸送	
10	<p>1 無線通信</p> <p>市の無線通信施設は、市防災行政無線、県防災行政無線、尾三消防本部移動局及びトランシーバーがある。</p> <p>(1) 市防災行政無線</p> <p>① 同報系（こうほうみよし）</p> <p>市役所から住民への連絡（情報伝達）用として運用する。</p> <p>② 移動系（MCA）</p> <p>車載局（20台）、可搬局（<u>14</u>台）、携帯型（40台）相互間及び消防団並びに市役所との連絡用として運用する。</p>	10	<p>1 無線通信</p> <p>市の無線通信施設は、市防災行政無線、県防災行政無線、尾三消防本部移動局及びトランシーバーがある。</p> <p>(1) 市防災行政無線</p> <p>① 同報系（こうほうみよし）</p> <p>市役所から住民への連絡（情報伝達）用として運用する。</p> <p>② 移動系（MCA）</p> <p>車載局（20台）、可搬局（<u>15</u>台）、携帯型（40台）相互間及び消防団並びに市役所との連絡用として運用する。</p>	<p>おかよし交流センターの避難所指定に伴う増設。</p>

12	第3章 非常配備	12	第3章 非常配備																											
12	第1節 市の非常配備	12	第1節 市の非常配備																											
13	別表1 非常配備の基準	13	別表1 非常配備の基準	表記の整理 (地域防災 計画の修正 と統一)																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>動員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常配備 準備体制</td> <td>(略) ②市域に震度3以下<u>の</u>地震が発生し、軽易な被害の発生の報告があったとき。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第一 非常配備 (災害対策 本部設置)</td> <td>(略) ②市域に震度4<u>の</u>地震が発生したとき。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第二 非常配備 (災害対策 本部設置)</td> <td>(略) ③市域に震度5弱<u>の</u>地震が発生したとき。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第三 非常配備 (災害対策 本部設置)</td> <td>(略) ④市域に震度5強以上<u>の</u>地震が発生した時。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準	動員	非常配備 準備体制	(略) ②市域に震度3以下 <u>の</u> 地震が発生し、軽易な被害の発生の報告があったとき。 (略)	(略)	第一 非常配備 (災害対策 本部設置)	(略) ②市域に震度4 <u>の</u> 地震が発生したとき。 (略)	(略)	第二 非常配備 (災害対策 本部設置)	(略) ③市域に震度5弱 <u>の</u> 地震が発生したとき。 (略)	(略)	第三 非常配備 (災害対策 本部設置)	(略) ④市域に震度5強以上 <u>の</u> 地震が発生した時。 (略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>動員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常配備 準備体制</td> <td>(略) ②市域に震度3以下<u>を観測した</u>地震が発生し、軽易な被害の発生の報告があったとき。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>本部連絡会</td> <td>①非常配備の基準に基づき、災害が発生する恐れがあるとき ②南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が非常時と比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報が発表されたとき</td> <td>副市長 総務部長 政策推進部長 環境経済部長 都市建設部長 教育部長 総務部次長 防災安全課長</td> </tr> <tr> <td>第一 非常配備 (災害対策 本部設置)</td> <td>(略) ②市域に震度4<u>を観測した</u>地震が発生したとき。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準	動員	非常配備 準備体制	(略) ②市域に震度3以下 <u>を観測した</u> 地震が発生し、軽易な被害の発生の報告があったとき。 (略)	(略)	本部連絡会	①非常配備の基準に基づき、災害が発生する恐れがあるとき ②南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が非常時と比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報が発表されたとき	副市長 総務部長 政策推進部長 環境経済部長 都市建設部長 教育部長 総務部次長 防災安全課長	第一 非常配備 (災害対策 本部設置)	(略) ②市域に震度4 <u>を観測した</u> 地震が発生したとき。 (略)	(略)	非常配備動員計画による
配備体制	配備基準	動員																												
非常配備 準備体制	(略) ②市域に震度3以下 <u>の</u> 地震が発生し、軽易な被害の発生の報告があったとき。 (略)	(略)																												
第一 非常配備 (災害対策 本部設置)	(略) ②市域に震度4 <u>の</u> 地震が発生したとき。 (略)	(略)																												
第二 非常配備 (災害対策 本部設置)	(略) ③市域に震度5弱 <u>の</u> 地震が発生したとき。 (略)	(略)																												
第三 非常配備 (災害対策 本部設置)	(略) ④市域に震度5強以上 <u>の</u> 地震が発生した時。 (略)	(略)																												
配備体制	配備基準	動員																												
非常配備 準備体制	(略) ②市域に震度3以下 <u>を観測した</u> 地震が発生し、軽易な被害の発生の報告があったとき。 (略)	(略)																												
本部連絡会	①非常配備の基準に基づき、災害が発生する恐れがあるとき ②南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が非常時と比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報が発表されたとき	副市長 総務部長 政策推進部長 環境経済部長 都市建設部長 教育部長 総務部次長 防災安全課長																												
第一 非常配備 (災害対策 本部設置)	(略) ②市域に震度4 <u>を観測した</u> 地震が発生したとき。 (略)	(略)																												

第二 非常配備 (災害 対策本 部設置)	(略) ③市域に震度5弱を観測した地震が発生したとき。 (略)	(略)
第三 非常配備 (災害 対策本 部設置)	(略) ④市域に震度5強以上を観測した地震が発生した時。 (略)	(略)

別表2  
非常配備本部班編成表

担 当		役 職 用
農政係	(略)	(略)
<u>追加</u>	<u>追加</u>	<u>追加</u>
教育係	(略)	(略)

別表2  
非常配備本部班編成表

担 当		役 職 用
農政係	(略)	(略)
<u>廃棄物係</u>	<u>活動指揮担当</u>	<u>環境経済部長</u>
	<u>活動指揮副担当</u>	<u>環境経済部次長</u>
	<u>廃棄物現地作戦担当</u>	<u>環境課長</u>
	<u>現場担当1～3班</u>	<u>環境課</u>

12	第4章 水位周知河川における水位到達情報	12	第4章 水位周知河川における水位到達情報	
21	第1節 種類及び通知基準	21	第1節 種類及び通知基準	
	知事は、水位周知河川として指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は		知事は、水位周知河川として指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量	改正後の災害対策基本法第60条第

	<p>流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。</p> <p>また、避難のための立退きの<u>勧告又は</u>指示の判断に資するため、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。</p> <p>通知する情報の種類、通知基準は、次のとおりである。</p>		<p>を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。</p> <p>また、避難のための立退きの指示の判断に資するため、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。</p> <p>通知する情報の種類、通知基準は、次のとおりである。</p>	1項関係																												
21	<b>第2節 県が行う水位情報の通知及び周知</b>	21	<b>第2節 県が行う水位情報の通知及び周知</b>																													
21	<p>(2) 水位到着情報の通知の対象となる基準観測所及び基準水位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>水防団待機 (通報)</th> <th>氾濫注意 (警戒)</th> <th>出動</th> <th>避難判断</th> <th>氾濫危険 (洪水特別警戒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逢妻女川</td> <td>豊田市 千足</td> <td><u>1.45</u>m</td> <td><u>1.80</u>m</td> <td><u>1.90</u>m</td> <td><u>1.90</u>m</td> <td><u>2.20</u>m</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	出動	避難判断	氾濫危険 (洪水特別警戒)	逢妻女川	豊田市 千足	<u>1.45</u> m	<u>1.80</u> m	<u>1.90</u> m	<u>1.90</u> m	<u>2.20</u> m	21	<p>(2) 水位到着情報の通知の対象となる基準観測所及び基準水位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>水防団待機 (通報)</th> <th>氾濫注意 (警戒)</th> <th>出動</th> <th>避難判断</th> <th>氾濫危険 (洪水特別警戒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逢妻女川</td> <td>豊田市 千足 <small>(左岸 10.12 kg付近)</small></td> <td><u>1.55</u>m</td> <td><u>1.85</u>m</td> <td><u>2.10</u>m</td> <td><u>2.20</u>m</td> <td><u>2.50</u>m</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	出動	避難判断	氾濫危険 (洪水特別警戒)	逢妻女川	豊田市 千足 <small>(左岸 10.12 kg付近)</small>	<u>1.55</u> m	<u>1.85</u> m	<u>2.10</u> m	<u>2.20</u> m	<u>2.50</u> m	愛知県水防計画より
河川名	観測所名	水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	出動	避難判断	氾濫危険 (洪水特別警戒)																										
逢妻女川	豊田市 千足	<u>1.45</u> m	<u>1.80</u> m	<u>1.90</u> m	<u>1.90</u> m	<u>2.20</u> m																										
河川名	観測所名	水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	出動	避難判断	氾濫危険 (洪水特別警戒)																										
逢妻女川	豊田市 千足 <small>(左岸 10.12 kg付近)</small>	<u>1.55</u> m	<u>1.85</u> m	<u>2.10</u> m	<u>2.20</u> m	<u>2.50</u> m																										
23	<b>第5章 水防活動</b>	23	<b>第5章 水防計画</b>																													
29	<b>第5節 避難</b>	29	<b>第5節 避難</b>																													
29	<p>1 避難の指示<u>又は勧告</u></p> <p>水防管理者（市長）は、「第4章 第2節 県が行う水位情報の通知及び周知」に記載される河川が避難判断水位に達し、かつ、その管轄区域内において洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対して避難のため立退きを指示、<u>又は勧告（以下「避難勧告等」という。）</u>する。この場合、</p>	29	<p>1 避難の指示</p> <p>水防管理者（市長）は、「第4章 第2節 県が行う水位情報の通知及び周知」に記載される河川が避難判断水位に達し、かつ、その管轄区域内において洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対して避難のため立退きを指示する。この場合、豊田警察署長にその旨を通知する。</p>	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係																												

	<p>豊田警察署長にその旨を通知する。</p> <p>なお、避難を確保するための措置については、みよし市防災計画（風水害編）に定めるものとする。</p> <p>2 <b>避難勧告等</b>の方法</p> <p>水防管理者（市長）が<b>避難勧告等</b>を行うときは、次の方法により周知を徹底し実効性を有すものとする。</p> <p>(1) <b>避難勧告又は</b>避難指示である旨、避難先、避難経路及び避難方法その他必要事項を簡潔に明示する。</p> <p>(2) 防災行政無線、警鐘、サイレン、広報伝達等により伝達する。</p>		<p>なお、避難を確保するための措置については、みよし市防災計画（風水害編）に定めるものとする。</p> <p>2 <b>避難指示</b>の方法</p> <p>水防管理者（市長）が<b>避難指示</b>を行うときは、次の方法により周知を徹底し実効性を有すものとする。</p> <p>(1) 避難指示である旨、避難先、避難経路及び避難方法その他必要事項を簡潔に明示する。</p> <p>(2) 防災行政無線、警鐘、サイレン、広報伝達等により伝達する。</p>	
33	第6章 他の水防機関との協力、応援	33	第6章 他の水防機関との協力、応援	
33	第1節 応援の要請	33	第1節 応援の要請	
34	<p>4 水防協力団体</p> <p>(5) 河川管理者からの情報提供(ホットライン)</p> <p>洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市町村長が行う<b>避難勧告等</b>の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者としての建設事務所長が氾濫の恐れがあるときなどに、自ら市町村長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用しているため、有効に活用するものとする。</p>	34	<p>4 水防協力団体</p> <p>(5) 河川管理者からの情報提供(ホットライン)</p> <p>洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市町村長が行う<b>避難指示</b>の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者としての建設事務所長が氾濫の恐れがあるときなどに、自ら市町村長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用しているため、有効に活用するものとする。</p>	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係
36	第7章 水防訓練等	36	第7章 水防訓練等	
36	第1節 水防訓練	36	第1節 水防訓練	
36	<p>1 水防訓練実施要領</p> <p>水防訓練は、次の項目について行うものとし、本市地域防災計画のうちの防災訓練と併せて行う。</p>	36	<p>1 水防訓練実施要領</p> <p>水防訓練は、次の項目について行うものとし、本市地域防災計画のうちの防災訓練と併せて行う。</p>	改正後の災害対策基本法第60条第

	①～⑥（略） ⑦ 避難（ <u>避難勧告等</u> の放送・伝達、居住者の避難）		①～⑥（略） ⑦ 避難（ <u>避難指示</u> の放送・伝達、居住者の避難）	1項関係
40	第3節 水防報告と水防記録	40	第3節 水防報告と水防記録	
40	1 水防報告 水防管理者（市長）は、水防が終結したときは3日以内に次の事項を取りまとめて、別表様式1、様式2により豊田加茂建設事務所長に報告する。 ①～⑦（略） ⑧ <u>避難勧告及び立退きの指示</u> の発令日時、発令区域 ⑨～⑫（略）	40	1 水防報告 水防管理者（市長）は、水防が終結したときは3日以内に次の事項を取りまとめて、別表様式1、様式2により豊田加茂建設事務所長に報告する。 ①～⑦（略） ⑧ <u>避難指示</u> の発令日時、発令区域 ⑨～⑫（略）	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係